

北秋田市プロポーザル方式等による業者選定実施要綱第8条関係

秋田内陸線駅管理運営業務委託  
応募型プロポーザル審査委員会設置要綱

令和6年12月

北秋田市内陸線再生支援室

# 秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査委員会設置要綱

## 1 目的

秋田内陸線駅管理運営業務委託における応募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）は、応募型プロポーザル実施要領及び仕様書に基づいて申請された事業者の業務計画書等の提案について、公平かつ適正に審査し、最も優れていると認められる業務計画書等を提出した事業者（以下「契約候補者」）及び次点者を選定することを目的とする。

## 2 構成

審査会は次の者で構成する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 財務部長
- (4) 観光文化スポーツ部長
- (5) 外部学識経験者

## 3 審査

業務計画書等の審査については、審査員が「秋田内陸線駅管理運営業務委託 応募型プロポーザル審査要領」に基づき採点を行い、その点数により契約候補者及び次点者を選定する。

## 4 委託先の決定

審査会で選定した事業者については、契約候補者と当市が協議・調整を行ったうえで、北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。

## 5 審査会事務の担当

審査会の庶務は、北秋田市総務部内陸線再生支援室が所管する。